

# 条例制定に向けた方向性（案）

## 1 条例制定の背景

- SDGsの取組拡大や国の「みどりの食料システム戦略」(R3.5策定)の推進、地域全体で有機農業への取組を開始する市町の増加など、環境と調和のとれた持続可能な農業推進の必要性は増大
- 「有機農業を含む環境創造型農業推進施策検討会（R5年度）及び「有機農産物の流通・販売に関する検討会（R6年度）において、環境創造型農業の担い手育成等によるさらなる普及拡大及び県民への理解醸成等への枠組みの必要性を提言
- 提言を受け、有機アカデミーの開講（R8.4開講）及び出荷・流通効率化モデル構築(R7～)等の施策を実施
- 環境創造型農業サミット（R7.6）において、地域の農業や環境の豊かさを次代に引き継ぐために、人と環境にやさしい環境創造型農業のさらなる推進が宣言され、そのレガシーを受け継ぐ必要

## 2 条例制定の方針

環境創造型農業の推進及びその基盤となる農村振興の実現、農と県民との関係性づくりに向けた条例を制定し、持続的な農業・農村を中長期的に下支えし、課題解決に向けた基盤を強化することで、ひょうごビジョン2050が目指す「多様な気候風土を活かして多彩な食を生み出し地域に豊かな食がいきわたる社会」の実現を目指す。

## 環境と調和のとれた持続可能な農業・農村の推進に向けて必要と想定するキーワード

2

### 有機農業を含む環境創造型農業の拡大（生産・人材）

< 人材育成、新品種や技術、スマート農業、生物多様性・脱炭素化推進 >

### 地域協働体制の構築（生産の基盤となる農村地域の持続的な発展）

< 若者や移住者、農福連携、半農半X、地域資源活用、農村RMO推進 >

### 流通経路の拡大（加工・流通）

< 加工利用促進、流通効率化、情報共有、バリューチェーンの構築 >

### 県民の理解促進と買い支え（消費）

< 学校給食・食農教育、CSA手法、アグリツーリズム推進 >

2年間の検討会での提言を実行し、将来にわたり、農業の持続的な発展を図り、食料の安定供給や食料安全保障に寄与していくため、農業生産活動が環境に与える負荷の低減を図りつつ、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、都市住民の保養空間の創出及び文化の伝承等といった農業・農地の有する多面的機能をこれまで以上に発揮させることで、農業・農村の持続性を高めていくことが喫緊の課題

このため、持続的で生産性の高い農業の実現や流通の効率化に加え、その基盤となる農村の振興、消費者の理解促進による買い支えなど裾野を広げ、県民が共通意識を持って、中長期的に取り組む下支えしていくための条例を検討



**環境と調和のとれた持続可能な農業・農村の推進に向けて取り組んでいくべき事項について、ご意見をいただきたい**